

**条例議案の概要正誤表**  
**－平成28年3月定例会－**

区分	正	誤	
(88ページ) 2 改正の内容 (1) 中	事業の施行地区に含まれる地域の名称のうち、向中野字東道明の全部を向中野字東道明の一部に改めるとともに、向中野字畠返の全部、津志田6地割の一部及び津志田9地割の一部を削る。	事業の施行地区に含まれる地域の名称から、向中野字畠返の全部、津志田6地割の一部及び津志田9地割の一部を削る。	
(89ページ) 新旧対照表中	<p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>向中野字石川町の一部 向中野字才川の一部 向中野字細谷地の一部 向中野字道明の一部 <u>向中野字東道明の一部</u> 向中野字幅の一部 <u>向中野字鶴子の一部</u></p> <hr/> <p>津志田4地割の一部 <u>津志田5地割の一部</u></p> <hr/> <p>飯岡新田5地割の一部 飯岡新田6地割の一部 飯岡新田8地割の一部</p>	<p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>向中野字石川町の一部 向中野字才川の一部 向中野字細谷地の一部 向中野字道明の一部 <u>向中野字東道明の全部</u> 向中野字幅の一部 <u>向中野字鶴子の一部</u></p> <hr/> <p>向中野字畠返の全部 津志田4地割の一部 津志田5地割の一部 津志田6地割の一部 津志田9地割の一部</p> <hr/> <p>飯岡新田5地割の一部 飯岡新田6地割の一部 飯岡新田8地割の一部</p>	<p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p>向中野字石川町の一部 向中野字才川の一部 向中野字細谷地の一部 向中野字道明の一部 向中野字東道明の一部 向中野字幅の一部 <u>向中野字鶴子の一部</u></p> <hr/> <p><u>向中野字畠返の全部</u> 津志田4地割の一部 津志田5地割の一部</p> <hr/> <p>津志田6地割の一部 津志田9地割の一部</p>